	岩手県のうち 八幡平市	同時に給油することができる自動車の数が三以上
四　灯油のタンクの容量が十二キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十二キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 奥州市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 岩手郡のうち雫石町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十八キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 岩手郡のうち滝沢村	同時に給油することができる自動車の数が六以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 紫波郡のうち紫波町	同時に給油することができる自動車の数が五以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・六キロリットル以上

	岩手県のうち 紫波郡のうち矢巾町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量九・四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 胆沢郡のうち金ヶ崎町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量二十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 気仙郡のうち住田町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が五十八・五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 五　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 下閉伊郡のうち山田町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	岩手県のうち 下閉伊郡のうち岩泉町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること